

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野元裕

| と畜場の名称     | 受託者の住所・名称及び代表者氏名                 | 委託期間            |
|------------|----------------------------------|-----------------|
| 和光ミートセンター  | 埼玉県和光市下新倉六丁目九番二十号<br>株式会社アグリス・ワン | 令和二年四月<br>一日から  |
| 県北食肉センター   | 埼玉県熊谷市下増田百七十三番地<br>県北食肉センター協業組合  | 令和三年三月<br>三十日まで |
| 本庄食肉センター   | 埼玉県本庄市杉山百十五番地<br>協業組合本庄食肉センター    |                 |
| 代表理事 増野 幸男 | 代表理事 中村 隼人                       |                 |